

北見工業大学における総合的な教員人事計画

I. 策定の趣旨

本学の教員人事は、平成26年9月17日開催の教育研究評議会において、平成28年度以降の教員人事計画を留保すること、並びに本学のミッションに合致した若手の助教の採用を進めることが了承されたことに基づき、従来の3カ年の教員人事計画による採用を停止し、学科等からの個別の教員採用等の申出、又は学長発議による採用により、必要に応じ、選考採用等を実施してきたところである。

平成29年度には上記の取り扱いを踏まえつつ、中期計画・年度計画に掲げる各種の取組を着実に実行するため、「新規採用及び内部昇任についての基本方針（平成16年5月12日教育研究評議会承認。以下「採用等基本方針」という。）」を廃止し、若手教員、女性教員及び外国人教員の積極的な採用等を盛り込んだ教員人事計画を作成した。

今般、本学の基本目標の実現、組織の活性化及び教育・研究力の持続的な向上を目的に、北見工業大学における総合的な教員人事計画として新たに策定する。

II. 計画期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。

III. 教員人事の基本方針について

1. 職位・年齢構成の適正化

教授・准教授及び講師・助教の各職種をバランスよく配置し、本学の独創的で高度な教育研究の推進及び持続的な発展を図るため、以下の本学の大学運営に理想的な割合の当該期間中の実現を目指す。また、年齢構成についても若手、中堅、シニアの各層をバランスよく配置する。

【理想的な職種割合】教授 35%、准教授及び講師 40%、助教 25%

2. 人材の多様化（ダイバーシティ）の推進

多様な価値観を最大限発揮し、国際的視野を踏まえた教育研究の活性化や大学運営における男女共同参画等を実現するため、外国人教員、女性教員、若手教員の雇用を促進する。また、クロスアポイントメントを活用し、実務家教員を積極的に配置するなど、民間企業等との活発な人事交流を図る。

3. 厳格かつ公正な業績評価と処遇への反映

教員評価制度に基づき、教育、研究、学務貢献及び社会貢献等を総合的に評価し、評価結果を処遇へ反映させることにより、教員のモチベーション向上・本学全体の一層の教育研究力の向上、イノベーション創出を目指す。

IV. 基本方針に基づく各施策について

1. 新規採用

(1) 職位・年齢構成を考慮した採用

教員の新規採用については、本学の重点研究分野の育成を考慮しつつ、理想的な職位割合実現に向けたポストでの教員採用を推進する。なお、採用に当たっては、独創的で高度な教育研究を推進するため、教育、研究又は実務上優れた知識、能力及び実績を有する者を登用する。

(2) ダイバーシティの推進

ダイバーシティの推進のため、公募は原則、日本語・英語の2か国語で行うとともに、選考時の候補者の教育、研究、地域貢献等の業績及び人物評価が同等と認められる場合には、女性を優先して採用することを基本とする。また、新規採用を行う専門分野によっては、女性限定の公募実施についても、積極的に検討する。

(3) 年俸制の推進

新規採用教員の給与形態は、業績評価を適切に処遇へ反映させるため、令和年俸制を基本とする。

2. 人材育成

(1) 内部昇任

①内部昇任については、研究、教育、学務貢献、社会貢献を総合的に判断し、優れた実績があり、原則として現職位就任後5年を経過した者を対象とする。

②内部昇任に当たっては、女性管理職比率の向上を目的として、女性教員の積極的な昇任を奨励する。また、学長は管理職（副学長、学長補佐等）や教育研究評議会委員への女性教員の登用を積極的に検討し、大学の意思決定への女性教員の参画を推進する。

V. 教員の定員について

1. 教員基本定員

教員基本定員は、「第3期中期目標期間の教員人事計画」定員と同数の160とし、原

則として教員基本定員を超える教員の採用は行わない。

なお、本教員基本定員に含まれる教員とは、以下の職にある者をいう。

(1) 教授，准教授，講師，助教

(2) 特任教授，特任准教授，特任講師，特任助教 ※フルタイム職員に限る

※獲得した外部資金（共同研究費、受託研究費等）を雇用財源として充てる場合には、当該教員は定員外として取り扱うこととし、捻出されたポストは原則若手教員の雇用に活用する。

2. 定員の構成

教員基本定員の構成は、以下のとおりとし、学長裁量定員は、学長が法人の経営方針や大学のミッション等を踏まえ、本学の教育・研究に必要な人員を迅速かつ柔軟に確保できるようにするための定員とし、学部等配置定員は、学部及び大学院における教育・研究を主として遂行する教員の定員とする。

なお、令和4年4月に設置される北海道国立大学機構の経営方針及び人事方針等の方向性を踏まえる必要があることから、学部等配置定員における系別等の内訳は作成しない。

学長裁量定員	24
学部等配置定員	136

3. 定員の振替

学長裁量定員で採用した教員が、学長が意図した学長裁量定員としての役割を全うし、引き続き本学の学部及び大学院における教育・研究を主として遂行する教員となる場合は、当該教員の定員枠を学長裁量定員から学部等配置定員に振り替えるものとする。

VI. その他

本計画は、計画期間中における、社会情勢の変化や北海道国立大学機構の経営方針との転換等に対応するため、必要に応じ、追加・修正するものとする。

以上